

## Q&A（専門医認定更新） Ver.2.0

2017年7月18日

公益社団法人日本リハビリテーション医学会  
専門医制度委員会 担当理事 浅見豊子  
委員長 芳賀信彦

以下は、リハビリテーション科の専門医認定と更新に関する Q&A です。更新に関しては、別途公開されている、「日本専門医機構による新専門医制度に於けるリハビリテーション科専門医更新基準について（以下、専門医更新基準）」と関係する資料を参照して下さい。なおここでは、現行の日本リハビリテーション医学会が認定（更新を含む）する専門医を「学会専門医」、日本専門医機構が認定（更新を含む）する専門医を「機構認定専門医」と呼びます。

この Q&A は随時更新される予定です。Q&A Ver.1.0 の記載以降に追加・変更された点もありますので（赤字で示しています）、ご注意ください。

### 【専門医の新規認定】

- 1) Q：専門医の新規認定は、どの機関が行うのですか？  
A：2018 年に専門研修プログラムが開始される新専門医制度までは、現状の規則に従い専門医を日本リハビリテーション医学会が認定します。2018 年に研修が始まる第 1 期の専攻医以降は新専門医制度のもと、日本専門医機構が認定します。
- 2) Q：現在の専門医制度に基づいて受験資格を得て専門医試験を受験し、不合格になった場合は、どのようなになるのでしょうか？  
A：合格しなかった受験者に対しては、2026 年度の専門医試験までの再受験を認め、合格した場合は日本リハビリテーション医学会が専門医として認定する予定です。
- 3) Q：現行の専門医制度に従って専門医試験を受けようと思いますが、2019 年度までに受験資格を満たすことができない可能性があります。どうすればよいですか？  
A：受験資格を満たすことができない場合は、原則的に新専門医制度における研修プログラムを満たした上で専門医試験を受験することになります。現行の専門医試験受験資格を十分に確認して、資格を満たすように準備を進めることをお勧めします。但し、現行の研修制度内に於いて、病気等により研修が中断した場合は、2024 年度まで現行の制度の下で専門医試験を受験することができる予定です。事情は個々に異なりますので、詳しくはお問い合わせください。

- 4) Q: 2016年の4月から研修を開始した場合、3年間の研修終了が2019年の3月となります。この場合、2019年の3月の専門医試験は受けることができるのでしょうか？現在の制度では『その状況の生じた月の当初から認定申請の締切月末までに3年以上経過し、専門医制度卒後研修カリキュラムを修了していることとする。』と記載されており、この場合の認定申請の締切月末とは、2019年3月の専門医試験を受ける場合、申し込みが2018年11月頃だと思うのですが、この11月末を指すのでしょうか、それとも実際に試験を受ける3月を指すのでしょうか？もしも2018年11月を示す場合、2015年12月以降に研修を開始した医師は新専門医制度でのカリキュラムに則って研修をするべきということになるのでしょうか？

A: 現行制度での専門医受験において2019年3月の専門医試験を受験するためには、2018年11月末日までに3年を経過しているという条件が必要ですので、2016年4月から研修を開始すると2018年11月末日までには必要とする36カ月の研修期間を満たしません。2016年4月から研修を開始する場合は、2019年11月末日までに36カ月の研修期間をクリアし、2020年の専門医試験（何月に行うかは検討中）を受験することになります。「その状況の生じた月の当初」とは、4月20日に開始した場合は4月1日を起算日とするという意味です。また「認定申請の締め切り月末」とは、36カ月経過後の11月末日を指します。新専門医制度における研修カリキュラムは2018年度から開始され、最初の試験は2021年度となる予定ですが、詳細な時期は検討中です。

- 5) Q: 現在リハビリテーションの仕事についていますが、勤務先が日本リハビリテーション医学会の研修施設の認定を受けていません。どうしたら現行の専門医制度に従って専門医試験を受けることができますか？

A: 日本リハビリテーション医学会が認定する研修施設で3年以上の研修を行っていないと、受験資格を満たすことができません。対応策としては、現在勤務している施設が研修施設の認定を受けるように体制を整える、研修施設での研修を早急に始める、などが考えられます。

- 6) Q: リハビリテーション科以外の診療経験が多く、リハビリテーション科への転向を考えています。新専門医制度において専門医になるために、何らかの優遇措置が準備されますか？

A: 優遇措置ということではありませんが、指定する基本領域学会の認定医・専門医を取得済みの場合は、研修プログラム制ではなく、研修カリキュラム制を選択できるようにする予定です。詳細な運用は決まり次第公表いたします。

- 7) Q: 現在、新専門医制度への移行期とのことですが、私は予定通り進めば2018年度の

専門医試験を受けることとなります。それに必要な研修施設（基幹病院）は連携施設を満たす必要がありますか？

A：2017年に専門研修プログラムが開始される新専門医制度までは、現状の規則に従い専門医を日本リハビリテーション医学会が認定します。2018年度に専門医試験を受験されるのであれば、研修は日本リハビリテーション医学会認定の研修施設にて受けることとなります。

- 8) Q：2018年から制度が変わると思うのですが、2016~2018年まで研修施設にいた場合（3年未満だが2年はいた）、もう一度1から、3年間の研修プログラムに入り直さないといけないのでしょうか？

A：新専門医制度の研修は2018年度から開始され、3年間の研修を受けたのち、2021年度に実施する認定試験が最初の機構認定専門医の認定試験となります。2016年度から研修を受けられているのであれば、3年の研修期間を終了した後、現行の「学会専門医」試験を受験していただき、学会専門医の認定を受けていただくこととなります。その後5年後に機構認定専門医としての資格更新をしていただくこととなります。

- 9) Q：現在整形外科学会専門医と、リハビリテーション専門医の2つの領域の専門医資格を持つことが可能だと思います。今後新専門医制度の下で、整形外科学会専門医を取得した医師が、さらにリハビリテーション専門医を取得することは可能でしょうか？また現在整形外科とリハビリテーションの2つの専門医を有している医師は、新専門医制度下でも引き続き2つの専門医資格を有することは可能でしょうか？

A：新専門医制度において専門医資格を複数取得することを妨げてはいませんし、複数の資格を保持し更新することも妨げていません。ということをお日本専門医機構から伺っています。

- 10) Q：2016年度より整形外科後期研修を開始しますが、今後リハビリテーション科の専門医取得も考えております。新専門医制度の対象となった場合、整形外科・リハビリテーション科後期研修を同時期に(期間が重複)受けることは可能でしょうか？

A：新専門医制度は2017年度から第1期専攻医の募集を開始し、専攻医は2018年4月から専門医機構の認定した各基本領域の研修プログラムによって3年間の研修を行うこととなります。この間2つの基本領域を同時に研修することは出来ません。したがって新専門医制度では、ご質問にある整形外科とリハビリテーション科の同時履修は出来ません。

- 11) Q：新専門医制度になると、現行の制度にある認定臨床医はどうなるのでしょうか？

A：認定臨床医は、日本リハ医学会が認定する資格として残ります。

### 【専門医の更新】

12) Q：新専門医制度に移行すると、専門医の更新はどの機関がおこなうのですか？

A：今後リハ科専門医の更新は、「リハ科専門医更新基準」に基づき、日本専門医機構が行うこととなります。但し2019年度までは移行期間とし、日本リハ医学会が更新を認定する学会専門医と機構が更新を認定する機構認定専門医を選択することが可能です。

13) Q：移行期間中に学会専門医か機構認定専門医を選択するというのですが、何か違いがあるのですか？

A：学会専門医も、新専門医制度における研修プログラムにおいて、指導医として専攻医の指導に当たることができます。すなわち基本的には学会専門医と機構認定専門医の間に優劣を含めた差はありません。なお機構認定専門医として更新するためには、機構に支払う認定料（1万円）が追加で必要になる予定です。

14) Q：移行期間中に学会専門医か機構認定専門医を選択するというのですが、どのように選択するのですか？

A：現在の専門医の認定期間がいつまでかにより異なります。2016、2017年度の更新申請者（認定期間が2016年3月末、2017年3月末までの専門医）は、新専門医制度に対応するシステム準備が不十分であるため、日本リハビリテーション医学会が指定した少数名を除き、学会専門医として更新しました。2018年度～2019年度の更新申請者（認定期間が2018年3月末、2019年3月末までの専門医）は、学会専門医として更新するか、機構認定専門医として更新するかをご自身に選択して頂く予定ですが、資格更新に関するシステムの準備状況によっては、機構認定専門医として更新する方を限定させて頂く可能性があります。機構認定専門医として更新する場合は、学会認定医分と機構認定専門医分を満たす単位を必要とします。詳細は「リハビリテーション科専門医更新基準」を参照して下さい。2020年度の更新申請者（認定期間が2020年3月末までの専門医）からは必ず機構認定専門医として更新することになる予定です。したがって現在の専門医は、自身の更新時期を会員用Webシステムで確認し、「専門医更新基準」を熟読し準備を進めて下さい。

15) Q：私は2016年4月に専門医を更新する予定です（現認定期間2011/03/22～2016/03/31）。この場合、更新に当たり「医療倫理・医療安全・感染対策講習会」の受講は必須でしょうか？

A：認定期間が2016/03/31までの専門医に関しては、基本的に従来通り日本リハビリテーション医学会が更新の認定をする予定です。日本リハ医学会による更新を受ける

には、「専門医の生涯教育及び資格更新に関する内規」の附則に従って、本医学会年次学術集会または専門医会学術集会の医療倫理・安全に関する講演受講の必須は免除されます。(ただし、更新条件の1つである専門医活動報告書内の「医療倫理と安全の項目」に関しては、他学会や院内での研修・受講、本や文献の学習、指導や委員会活動等、何かしらの記載は必須です)

なお詳細は、「リハビリテーション科専門医更新基準」を参照して下さい。

- 16) Q: 専門医更新に必要な医療倫理・安全対策の講習会は3枠ありますが、専門医更新のためには、このなかの一つでも出席すればよいのですか？それとも3つすべてに出席しなければならないのですか？

A: 医療安全、医療倫理、感染対策の講習は、新専門医制度による専門医更新に際しては全て必修となる予定です。

2020年4月から専門医の更新は全て日本専門医機構の認定による専門医に移行しますので、2020年4月以降に機構認定専門医を更新する場合は、更新までの5年間の内に三つの単位全てを取得することが必須となります。

認定期間が2017年3月末から2019年3月末までの更新申請者は、リハビリテーション医学会専門医として更新するか、機構認定専門医として更新するかを選択していただくこととなりますが、機構認定専門医として更新する場合は、前記の医療安全、医療倫理、感染対策の講習は全てまたは一部が必須となります(更新年度により異なります)。

- 17) Q: 日本リハビリテーション医学会認定臨床医を持っており、単位取得期間が(2012/4/1~2017/3/31)となっていますが、2017年に新制度が始まるにあたって、どのようにすれば良いのでしょうか？このまま200単位取得に向けて努力する意味合いはあるのでしょうか？

A: 認定臨床医の制度は現在と同じまま継続するので、新専門医制度のもとでも同様です。但し新専門医制度の関係で、現状の10単位を1単位と読み替えて、認定臨床医更新に20単位が必要となる、など若干の規則等の変更が予定されています。新専門医制度における専門医は日本専門医機構が認定するのに対し、認定臨床医は従来通り日本リハビリテーション医学会が認定する資格であり、その位置付けは従来と変わりません。

この認定臨床医は、日本リハビリテーション学会としてリハビリテーション医学・医療に関する専門的な知識や技術を有する医師を認定するものであるもので、その資格を持っていることで、国民や社会に分かりやすく信頼を与えることに繋がり、リハビリテーション科医師として国民や社会に良質かつ適切なリハビリテーション医療を提供することに関わることができると考えています。

18) Q : 新専門医制度下での、専門医更新の項目で「診療実績の証明」がありますが、症例一覧表に記載する内容で「担当医／指導医」とあります。これは専門医取得後も、リハビリテーション科の指導医がいる病院でないと更新ができないという意味ですか？

A : 症例一覧表に記載する項目の「担当医/指導医」には、ご自身が担当医か指導医のいずれかを選択して記入していただきます。専門委取得後の更新の際に必ず指導医の診療実績の証明が必要という意味ではありません。

19) Q : 新専門医制度での更新要件の「診療実績の証明」についてですが、更新期間5年間で、100症例の診療実績が証明できればいいのでしょうか。例えば診療業務とは直接関係ない仕事についている期間がある事などは構わないのでしょうか。例えば、1年間は臨床業務以外の仕事を行い、残り4年間で100症例を証明するなど。

A : 5年間で100症例ですので、時期の配分は任意となります。ご質問のように1年間臨床業務以外の勤務をされても、他の4年間で100症例を満たしていただければ結構です。